

香取市子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されます。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

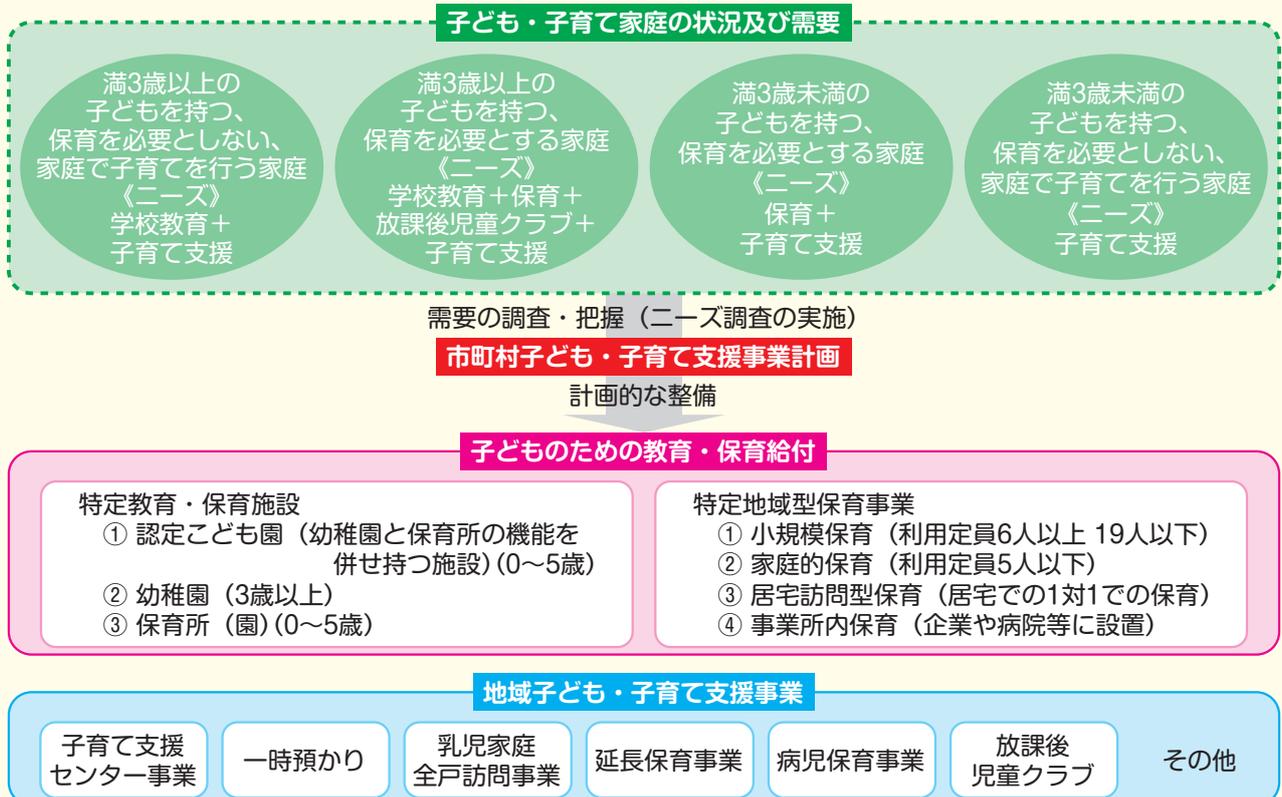
- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実



この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

そして本市は、子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（平成37年まで10年延長）に基づく計画を一体化した計画「香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度以降は、新しい計画に基づき、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施します。

図表1 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

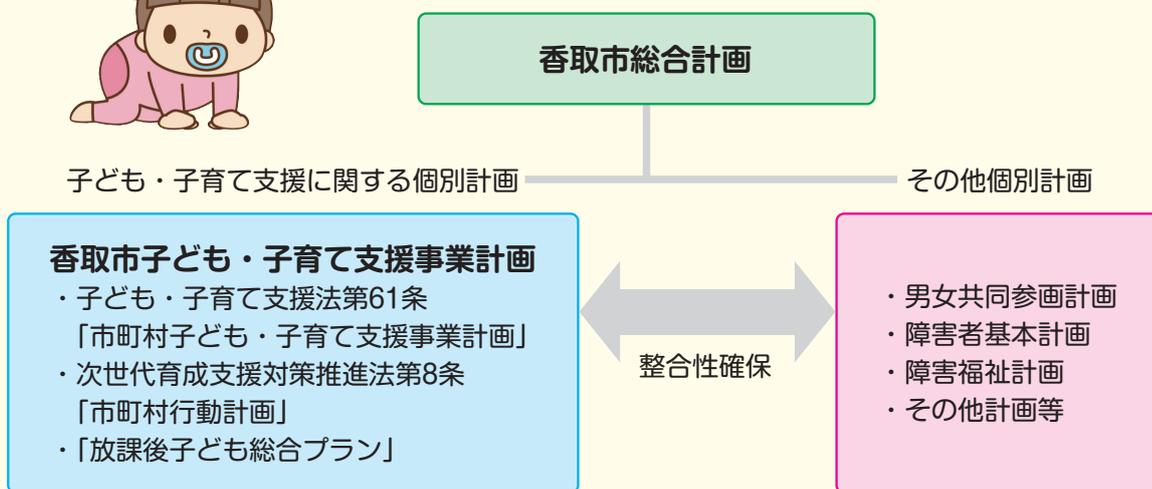
また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

そして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。

なお、本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画計画などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。



図表2 計画の性格



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

4 基本理念

市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「香取市次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、『輝く笑顔！地域で支える子育てのまち』とします。

【基本理念】

輝く笑顔！地域で支える子育てのまち

5

子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

幼児期の教育・保育（子どもための教育・保育給付）

ニーズ調査に基づき、次のとおり量の見込み（必要利用定員総数）を設定し、特定教育・保育施設（幼稚園・保育所（園）・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）、特定地域型保育事業（小規模保育等）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

なお、既存の公立幼稚園・保育所を統合整備して、平成29年度に1か所、平成31年度に1か所、それぞれ認定こども園への移行を計画しており、新規施設の整備で量の見込みの確保を図ります。

《事業概要》

図表3 幼児期の教育・保育（子どもための教育・保育給付）

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上 専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭、共働きで教育ニーズの強い（幼稚園等の利用）家庭	認定こども園及び幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上 保育の必要あり 共働きの家庭	認定こども園及び保育所（園）	認定こども園及び保育所（園）で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満 保育の必要あり 共働きの家庭	認定こども園及び保育所（園）、特定地域型保育事業	認定こども園及び保育所（園）で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 特定地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応

《市全体の量の見込みと確保方策及び実施時期》

図表4 1号認定（3歳以上保育の必要なし）〈単位：人〉

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	254	298	283	279	280	282
確保方策		350	350	400	400	390
特定教育・保育施設		180	180	230	230	220
確認を受けない幼稚園		170	170	170	170	170
過不足*		52	67	121	120	108

図表5 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	1,189	1,172	1,160	1,165	1,183	1,182
確保方策		1,182	1,181	1,198	1,212	1,210
特定教育・保育施設		1,182	1,181	1,198	1,212	1,210
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足*		10	21	33	29	28

図表6 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

(0歳)

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	95	79	79	82	81	87
確保方策		77	77	94	96	100
特定教育・保育施設		77	77	94	96	100
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足*		-2	-2	12	15	13

(1・2歳)

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	487	425	449	451	442	438
確保方策		417	431	456	451	452
特定教育・保育施設		417	431	456	451	452
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足*		-8	-18	5	9	14

※過不足とは、量の見込みに対して確保の量が多いのか、足りないのかを表したもの（プラスの場合は、供給体制に余裕があるということであり、マイナスの場合は、量の見込みに対して供給体制が不足しているということ）

地域子ども・子育て支援事業

ニーズ調査に基づき、次の事業を推進します。

確保方策等については、既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定するほか、地域子育て支援拠点事業は、既存の公立幼稚園・保育所について、平成29年度に1か所、平成31年度に1か所、それぞれ認定こども園への移行を計画しており、確保方策は移行後の認定こども園で実施予定の2か所の増加を含めて対応します。

また、病児保育事業は、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターの病児預かり）で対応することを想定するほか、公立保育所への保健師の配置や保育所（園）等への随時派遣による対応や、病後児保育への対応も検討します。

《事業概要》

図表7 地域子ども・子育て支援事業（本市が実施予定の事業のみ）

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育を行う事業	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学1～3年生、 小学4～6年生
3	地域子育て支援拠点事業	保育所（園）等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業	就学前児童と その保護者
4	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～5歳（幼稚園）
		保育所（園）その他の場所での一時預かり	0～5歳
5	病児保育事業	病児を病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業で、本市は子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターの病児預かり）等での対応を想定	0～5歳、 小学1～3年生
6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービスの連絡・調整を行う事業	0～5歳、 小学1～3年生
7	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	0～5歳、 小学1～6年生

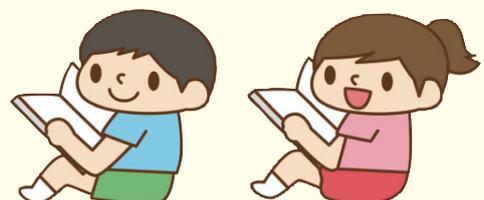
対象事業		事業概要	対象児童年齢等
8	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳
9	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
10	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
11	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
12	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

6 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示しています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、平成31年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、放課後子ども総合プランの推進に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。



子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

また、女性の労働力率の上昇を踏まえて、子育てしながら働きやすい環境づくりをより一層推進します。

さらに、質の高い幼児期の教育・保育の充実とともに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや、子育て家庭に関係する様々な地域のネットワーク化とその力を十分に発揮できる地域づくりを進めます。

施策

- 教育・保育及び子育て支援の充実
- 教育・保育施設の整備
- 教育・保育の交流・
子育て支援ネットワークの整備
- 情報提供・相談体制の整備
- 親子のふれあいの場の整備



妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を通じた育児支援を推進するとともに、小児医療の充実や食育の充実を図ります。

施策

- 母子保健の充実
- 小児医療の充実
- 食育の充実



支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み

子育て家庭における生活の安定に向けて、ひとり親家庭をはじめ子育て家庭への各種手当等の支給など、経済的支援を継続します。

また、障害者（児）及び保護者の支援に当たっては、医療費の助成や各種手当の支給とともに、障害者総合支援法に基づくサービスの充実や療育支援体制の充実を進めます。

さらに、児童虐待の予防と早期発見・早期対応に向けて、関係機関の連携強化とともに、個別訪問による子育て支援の充実を図ります。

施策

- 経済的支援・自立支援
- 障害児に対する支援
- 児童虐待の予防と早期発見・
早期対応の体制の充実

推進の体制

本計画の推進に当たって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）・幼稚園・認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

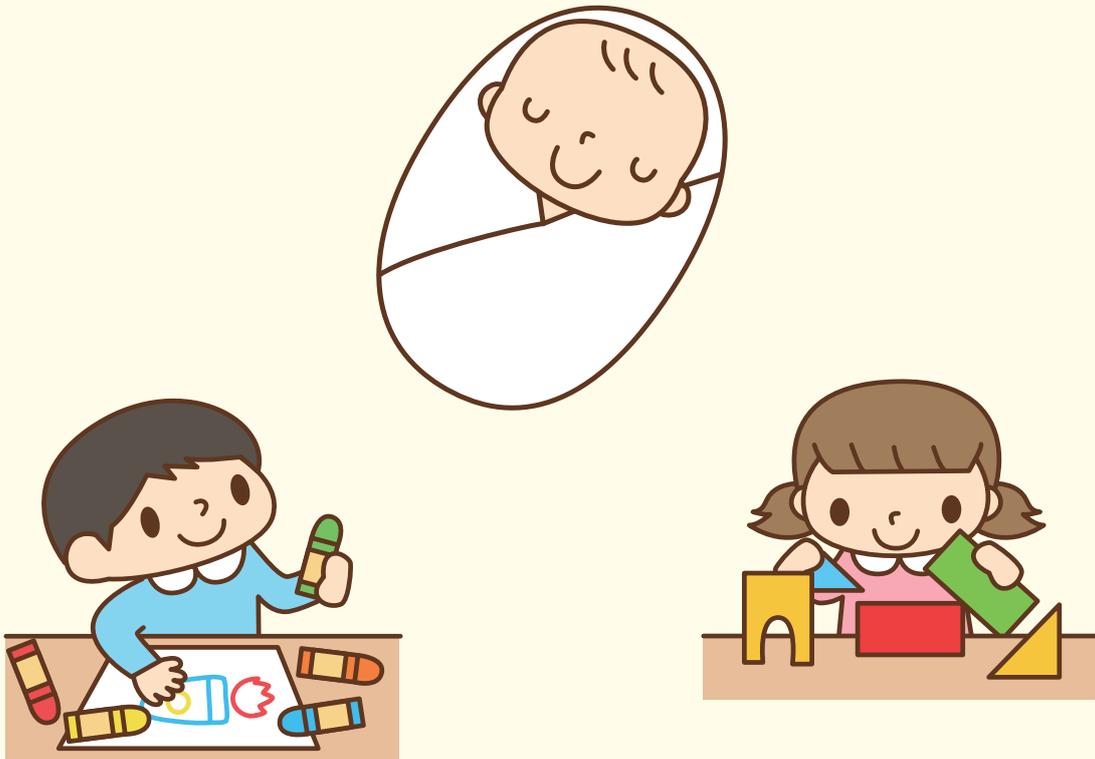
また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、毎年度その進捗状況を点検・評価します。

点検・評価に当たっては、「香取市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。



香取市子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成27年3月

香取市 市民福祉部 子育て支援課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地 電話：0478-50-1257

<http://www.city.katori.lg.jp/>